

令和7年度 第25回朝来市農業委員会総会議事録

1 開催日 令和7年7月17日（木）13：30～14：47

2 開催場所 朝来市あさご・ささゆりホール

3 出席した農業委員 14人

1番 米田 隆至委員 2番 大田垣 強委員 3番 寺前 信龍委員
4番 藤井 幸三委員 5番 米田 利秋委員 6番 高本 知宜委員
7番 細見 和範委員 8番 篠岡 昌代委員 9番 伊藤 孝行委員
10番 佐野 伸夫委員 11番 島田 義弘委員 12番 小田 彰子委員
13番 西 好朗職務代理 14番 石原 武美会長

4 欠席した農業委員 0人

5 出席した農地利用最適化推進委員 10人

6 現地調査委員

農業委員 米田 利秋委員 高本 知宜委員
推進委員 坪井 良尚委員 中尾 孝幸委員

7 議事日程

日程第1 議案第126号 農地法第3条申請について

日程第2 議案第127号 農地法第5条申請について

日程第3 議案第128号 非農地証明申請について

日程第4 議案第129号 地籍調査事業に係る地目変更について

日程第5 議案第130号 農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）の意見聴取について

日程第6 議案第131号 朝来農業振興地域整備計画の変更（案）について

8 事務局職員

事務局長 平松 裕一郎 次長 足立 尚幸 主幹 石橋 禎之

9 農林振興課職員

副課長 衣川 太郎

10 地籍調査課職員

副課長 住吉 由喜

11 会議の概要

○事務局 失礼いたします。本日は大変お忙しい中、総会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、ただいまから第25回の朝来市農業委員会総会を開会いたします。

既に送付いたしております議案に基づきまして進めさせていただきます。

最初に、石原会長から御挨拶を申し上げます。

○石原会長 〈挨拶〉

○事務局 石原会長、ありがとうございました。

それでは、ここからの進行につきましては、会長に議長になっていただきまして、進めていただきたいと思います。

石原会長、よろしくお願いいたします。

○議長 それでは、次第3の「成立宣言」ですが、本日の出席人数を事務局から報告してください。

○事務局 本日の出席委員は、農業委員14名、農地利用最適化推進委員10名でございます。

○議長 ただいま事務局より報告がありましたとおり、朝来市農業委員会総会会議規則第9条の規定によりまして、定足数に達しておりますので、第25回朝来市農業委員会総会の成立を宣言いたします。

続きまして、次第4の「議事録署名人の指名」につきましては、9番の伊藤孝行委員と10番の佐野伸夫委員に議事録署名人をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、次第5「議事」に入ります。議事日程に基づき、進行させていただきます。

日程第1、議案第126号「農地法第3条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○議長 受付順位244番の提案理由の説明を、地元委員の伊藤委員に求めます。

○伊藤委員 失礼します。受付順位244番の説明をさせていただきます。和田山出石線を行きますと高生田の集会所があります。その角を左折し、糸井川を渡って200メートルほど行きますと申請地●●番地と●●番地があります。さらに、和田山出石線を行きますと市場駐在所があり、その先約50m先を右折しますと、申請地●●番地と●●番地があります。譲渡人と譲受人は親子で、何の問題もないと思いますので、審議のほどよろしくお願いいたします。

ます。

○議長 ありがとうございました。

続きまして、受付順位245番の提案理由の説明を、地元委員の寺前委員に求めます。

○寺前委員 失礼をいたします。それでは、受付順位245番の説明をさせていただきます。航空写真を御覧ください。こちらのほう、国道312号線、生野駅から姫路方面に向かい、次の信号を右折し、県道一宮生野線を栃原方面に向かい、栃原トンネルを出て約500メートル進み、倉谷川方面に右折、そこから約300メートル行きますと申請地●●番地があります。譲渡人の●●様と譲受人の●●様は御兄弟となります。現在も地域の方の協力も得ながら自家野菜を栽培されており、引き続き●●様が通いながら自家野菜を栽培したいとのこと。審議案件資料の各要件も満たしており許可相当と思いますので、審議のほうよろしくお願いします。

○議長 ありがとうございました。

続きまして、受付順位246番の提案理由の説明を、地元委員の島田委員に求めます。

○島田委員 失礼します。受付順位246番の説明をさせていただきます。受付順位246番の航空写真を御覧ください。和田山町土田区の写真となります。写真左側に国道9号線があり、写真の上側が養父方面で下側が和田山方面となります。その左側がJR山陰線となり、写真右側が円山川となっていて、写真右下に写っていますのが和田山自動車教習所となります。

申請地は、和田山自動車教習所の前の道路を土田集落方面に600メートルほど進んだ左側に土田公民館があり、この公民館の裏手となります。

譲渡人の●●さんは、現在大阪市のほうにお住まいで、譲受人の●●さんは、申請地が自宅の前ということもあり、以前からその田を耕作されていました。今回、譲渡人の●●さんと譲受人の●●さんとの間で話がまとまり3条有償移転の申請となりました。

譲受人の●●さんからは、営農計画書及び農地に係る誓約書も提出されており、何ら問題もございません。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございました。

続きまして、受付順位247番の提案理由の説明を、地元委員の佐野委員に求めます。

○佐野委員 それでは、受付247番の説明をさせていただきます。ええっと247番。ええっと。

○議長 佐野委員大丈夫ですか。体調が悪そうやけど。事務局代わりに説明してもらえ

る。

○事務局 それでは佐野委員に代わりまして説明させていただきます。受付順位247番の航空写真を御覧ください。申請地は、グンゼ梁瀬工場に近接する農地です。譲渡人の●●さんは福知山市に在住で、このたび譲受人の●●さんと話がまとまり3条申請となりました。譲受人の●●さんは最適化推進委員で、申請農地の近くに御自宅があります。申請案件審議資料でも全ての要件に適合しており、何ら問題ないと思いますので審議をよろしくをお願いします。

○議長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位248番の提案理由の説明を、地元委員の細見委員に求めます。

○細見委員 それでは説明させていただきます。受付順位248番の航空写真を御覧ください。申請地は、県道檜倉山東線と県道溝黒竹田線の交差点、照福こども園のある交差点から三保区のほうへ600メートルほど進むと八幡神社がありますが、写真の左手の森が八幡神社の森になります。そこからさらに200メートルほど進んだ左手方向、●●さんのビニールハウスの隣が申請地●●番地となります。

この申請地は隣の●●番地とふたつで一筆の田んぼになっており、譲受人の●●さんは●●番地の所有者になります。譲渡人の●●さんは滋賀県にお住まいで、こちらに戻ってこられる予定もないことから、●●さんに譲り渡したいということで今回の申請になりました。耕作については、現在、三保の●●さんをお願いされており、今後も引き続き●●さんをお願いされるということです。特に問題はないと思いますが、審議のほどよろしくをお願いします。

○議長 ありがとうございます。

受付順位244番から248番の提案理由の説明を、それぞれいただきました。

現地調査委員の坪井委員のほうから補足説明ございますか。

○坪井委員 7月3日に、委員4名と事務局員2名の6名で現地調査に行つてまいりました。地元委員が言われたとおり、何ら問題はないと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長 ありがとうございます。

それでは、3条申請につきまして、皆さんのほうから御意見なり御質問ございませんか。

それでは、特にないようですので、受付順位244番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位245番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、246番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位247番について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位248番について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第2、議案第127号「農地法第5条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○議長 受付順位249番の提案理由の説明を、地元委員の島田委員に求めます。

○島田委員 失礼します。受付順位249番の説明をさせていただきます。

まず、航空写真を御覧ください。航空写真では、上のほうに線路があります。それで、右側に少し行ったところが和田山駅、それから、左側が養父方面という配置になります。和田山駅前の道を養父方面に進んでいきますと、左手に和田山郵便局があります。その先100メートルほど行ったところを左折して、さらに120メートルほど行ったところが今回の申請地ということになります。和田山町東谷のこの地区につきましては、この辺りは第3種農地ということで、現在、宅地化が進んでいるところでございます。

譲渡人の●●さんにおかれましては、年齢もかなり高齢ということもあり、先日までは

そこの畑で作業をされておりましたけれど、今後のことも考えて、かなり管理するのが困難であるといった状況でありました。譲受人の●●さんにおかれましては、住宅建築をするための土地を探しておられたということで、双方での話がまとまったということになります。

地元の同意書、それから、譲受人のほうからは事業計画書も出されており、特に問題はないと思います。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

受付順位249番について、地元委員からの説明がございました。

現地調査委員の米田利秋委員のほうから補足説明ございますか。

○米田（利）委員 失礼します。7月の3日に回らせていただきまして、今、地元委員の説明のとおりでございまして、特に問題はございません。以上です。

○議長 ありがとうございます。

それでは、5条関係につきまして、皆さんのほうから御意見や御質問はございますか。

特にないようですので、受付順位249番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第3、議案第128号「非農地証明申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○議長 受付順位250番の提案理由の説明を、地元委員の寺前委員に求めます。

○寺前委員 それでは、失礼いたします。受付順位250番の航空写真を御覧ください。1枚目と2枚目があります。2枚目は、1枚目の拡大の平面的な写真になっております。申請地なんですけども、国道312号線を和田山方面から生野方面へ向かい、播磨屋の販売店があります。それを少し過ぎると播但道の生野北第2出口というところが右手に見えてまいります。その反対側の東側に円山地区という地区がありまして、そのところにこの申請地がございます。

申請者の●●様は、●●番地のところにお住まいになっております。それで、●●番地が枝番としてたくさんあるようになっております。近隣の方との境界に関して裁判沙汰になりまして、今回その話が和解されたということで、新たにこの枝番をたくさん設けられ

て、今回、境界をはっきりしたという形になりますので、こういった面積とか枝番になっております。今回、申請に当たって、登記が畑という形で●●番地が残っておりまして、現在は宅地という形でこれ、現況なっておりますが、一部雑種地のような形、あと、里道というような形で使用してまいりました。今回、境界をはっきりしたということで、非農地の証明ということになりました。慎重審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長 ありがとうございます。

受付順位251番から254番まで4件の提案理由の説明を、地元委員の伊藤委員に求めます。

○伊藤委員 失礼します。受付番号251番から254番まで4件の、一連の関係がありますので、まとめて説明をさせていただきます。

場所は、糸井地区の一番奥、竹ノ内区の竹ノ内集会所より800メートルほど奥で、徳林寺というお寺の左手の谷になります。今回、治山工事のいわゆる砂防堰堤の整備に伴い、保安林に指定することになり、地目変更の申請が上がってきたものです。朝来市管轄の糸井財産区の土地もあり、始末書も出されているので、何ら問題はないと思いますので、審議をよろしくお願いします。

○議長 ありがとうございます。

受付順位255番の提案理由の説明を、地元委員の高本委員に求めます。

○高本委員 失礼します。255番の説明をいたします。

場所は、国道312号線加都交差点から山城の郷方面へ入りまして、そこから加都の集落内に下りまして、100メートルほど進んだところに今回の申請地があります。今回の申請については、この土地そのものを売却する中でまだ農地が残っていたというところで、今回の申請に至っております。始末書等添付されております。許可相当と思われますので、審議のほどよろしくお願いします。

○議長 ありがとうございます。

受付順位256番と257番、2件の提案理由の説明を、地元委員の伊藤委員に求めます。

○伊藤委員 失礼します。受付番号256番、257番の説明をさせていただきます。

場所は、右岸道路、糸井橋より和田山中学校向きに500メートル行ったところです。今回、●●を製造していた●●が3月で閉鎖となり、売却手続を進めている中で、平成10年頃に資材置場を広げるために●●さんの田んぼなど3枚ほど借り、2枚は資材置場に、今回、申請地●●番地だけが残し、農地として活用されず、荒れ地になっています。また、257番の●●さんの土地が地目変更されてないことが判明したので、申請となりました。

どちらも、始末書も出されていますので、売却の手続がスムーズにいくように審議のほうよろしくお願いします。

○議長 ありがとうございます。

最後に、受付順位258番の提案理由の説明を、地元委員の高本委員に求めます。

○高本委員 失礼します。国道312号線、先ほどと同じですが、加都交差点を山城方面に入りまして、そこから300メートルほど進んだところ、堤防沿いを進んだところが今回の申請地となっております。今回の申請においては、代理人の方から説明をいただくところが本来ではございましたが、申請書とともにポストのほうに放り込まれておりまして、名前を書いて連絡をしてほしいというようなことでございました。後日、事務局のほうから連絡していただいて、改めて説明いただいたというのが流れになっております。

現場は、平成4年頃に車庫を造られたということで、始末書等添付されておりますので、許可相当と思われます。審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

受付順位250番から258番について、地元委員からの提案理由の説明がございました。

現地調査委員の中尾委員のほうから補足説明ございますか。

○中尾委員 7月3日の日に現地調査を行いました。今、地元委員が説明されたとおりのと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長 ありがとうございます。

それでは、非農地証明関係につきまして、御意見なり、御質問ございませんか。

特にないようですので、受付順位250番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位251番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位252番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位253番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位254番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

それでは、受付順位255番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位256番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位257番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位258番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第4、議案第129「地籍調査事業にかかる地目変更について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○議長 議案第129号の提案理由の説明を、担当課に求めます。

○担当課 失礼します。1番なんですけども、朝来市生野町口銀谷、字、町、●●番地、地目、畑、面積が101平方メートル、現況、地目、宅地になっております。場所なんですけども、生野町口銀谷にあります生野駅の東側、市川があるんですけども、市川と生野駅の丁度中間に当たるところになるんですけども、1番です。そこの現況が、地目は畑だったんですけども、確認に行くと現況のほう家が建っているということで、今回、宅地ということで地目変更のほうをさせていただきたく思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、2番なんですけども、生野町口銀谷、字、北八王子●●番地。地目、畑、142平方メートル、現況、雑種地。場所なんですけども、生野町口銀谷にあります八王子グラウンド、グラウンドがあるんですけども、その……。すみません、写真を見ていただきまして、2番なんですけども、現況写真がグラウンドのちょうどトイレの位置に位置するんですけども、そこが今回、申請をさせていただきます●●番地、地目としては畑、現況地としてはトイレということで、雑種地ということでお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

続きまして、生野町口銀谷、字、溝ノ内●●番地、地目、登記地目、畑、登記面積、195平方メートル、現況地目、宅地。写真を見ていただきたいと思いますが、3番になります。生野駅の南側に位置します株式会社●●さんという会社があるんですけども、その敷地の中が現況が畑で、現況地目が宅地ということで、ごめんなさい、●●さんの……。ごめんなさい、今、これ……。すみません、今、4番の説明をさせていただきました。すみません。4番が●●さんの会社の中に畑が残ってた分を宅地ということで、地目変更、今回よろしくお願いします。

すみません、3番なんですけども、生野町口銀谷、字、西ノ吹●●番地、登記地目、畑、面積が9.91平方メートル、現況地目としては宅地になります。場所なんですけども、生野町口銀谷、字、西ノ吹、大歳神社という神社があるんですけども、その手前に位置します宅地でありまして、その現況を見ていただきまして、ちょっと赤で囲ってるんですけども、写真の右側にブロックで擁壁がされてましたので、ここの境界が宅地と畑との境界になるということで、今回、この赤で囲ませていただいたところが宅地の地目変更ということで、よろしくお願いします。

続きまして、朝来町八代●●番地、仮地番、●●番地、登記地目、田、地籍が0.5平方メートル、現況地目が雑種地になります。ここなんですけども、ちょっと見にくいなんですけども、写真の右側に、平成9年度に播但連絡道が通ったときに、買収をされたときに、

コンクリート杭をこの右側に打たれて、一応ここが境界ということで、両方の方が認識をされていたんですけども、今回、令和6年度に地籍調査を実施したときに、こちらのほうで座標のほうで点を押させていただきますと、この左側に境界の杭がきたということで、左側の方のもともとというか、播但のときは土地ということで認識をされていたんですけども、今回の地籍で左側のところに境界が来るということで、こちらのほうを両方の話合いで譲ってもらうということで、今回、横の方が地目が雑種地になってますので、仮地番をつくらせていただきまして、●●番地ということで、雑種地の地目変更をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長 これは地籍の関係から出てきた議案です。ここだけ残ったんですね。前回、ほかの地域のやつあったんですけど。

それでは、皆さんのほうからこの件につきまして御意見なり、御質問ございませんか。

細見委員、どうぞ。

○細見委員 すみません、ちょっとお聞きしたいんですけども、2番のほうが雑種地になってて、3番が宅地になってるんですけども、逆ではないのかなと、見た感じの印象だけなんですけども。

○議長 何て。

○細見委員 すみません、2番なんですけども、グラウンドの中にトイレということで、雑種地ということで。

○担当課 すみません、ちょっと一応、グラウンドの中にトイレなんですけども、すみません、ちょっと今、確認します。

すみません、3番なんですけども、赤で囲っている右手のほうが畑になっておりまして、右側の赤いラインにコンクリートブロックということで区切ってありましたので、こちらのほうが、その左側が宅地になっていますので、その続きということで、宅地ということで、申請をさせていただいております。

○議長 庭だったら宅地になると。

○担当課 庭は宅地になりますね。

○議長 ちょっとまた最終確認、後で確認してもらって、ちょっとこの件、その宅地とか雑種地というのはちょっと置いていて、この件についてほかに何かありますか。

寺前委員。

○寺前委員 失礼いたします。同じく2番の北八王子という箇所なんですけども、ここ

は旧生野町のグラウンドという形で、我々も利用してきたわけなんですけども、この際、この名義変更のほうも解決するというような申請にしたらいかがかとは思いますが、現在、個人の名義になっておりますので、現在も使用されておりますこのトイレなんですが、公共の場所という形になりますので、その辺のところも御検討していただきたいと思います。以上でございます。

○議長 すみません、ちょっとトイレでしたら、個人のものでなしに公用のものにしたらどうかという、そういうことですね。

○寺前委員 公用の場所やからね。

○議長 ああ、そうやね。

○寺前委員 はい。

○議長 いうことになりますので、ちょっと答えられたら。

○担当課 今、現況地が個人のものになっていますので、この辺もできるものかちょっと検討はしていきたいと思います。

○議長 それはちょっとほんなら、預けときますね。

あと、それ以外にあれば。

○担当課 すみません、ごめんなさい、名義の変更は地籍ではちょっとできませんので。名義を変更しようと思ったら、買収していただくか、地籍ではあくまでも境界を確定させていただくだけであって、地目の名義変更の……。

○寺前委員 分かりました。それは市のほうで。

○担当課 こちらではできませんので。

○議長 ほかに何か。はい白瀧さん。

○白瀧委員 白瀧です。最初の文書の中に、照会筆数、生野町口銀谷、6筆になってますが、今説明あったのは4筆だけしか説明ないんで、あと2筆、どうなってますか。

○担当課 すみません、あと2筆につきましては、3条申請ということで、農地を売買されたときに、ちょっと日にちが期間が短いということで、もう少し待ってくれということで、最初6筆でしたんですけども、2筆につきましては、今回取下げということで、4筆ということでお願いします。

○白瀧委員 会長、4に変える必要はないんですか。

○議長 ここね、6になっとるから、これは。

○担当課 すみません、申し訳ないです。4に訂正をしてください。すみません。

○議長 何かそのほかございますか。

それでは、ないようですので、議案第129号について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第5、議案第130号「農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）の意見聴取について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○議長 議案第130号の提案理由の説明を、担当課に求めます。

○担当課 失礼します。農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）の意見聴取につきまして、本日、意見聴取を求める地区は3地区となります。1つが、朝来市和田山町和田山地域の市御堂区、それから、和田山町竹田地域の加都区、それから、朝来市山東町梁瀬地域の諏訪区の3つとなります。よろしくお願いします。

○議長 それでは、まず、最初に、市御堂区の計画について御意見、御質問はございませんか。

私のほうから質問ですけれども、21ページ、22ページに地図が入ってますけれども、その右上の凡例のところ、色分けしてあるところが真っ黒になっただけなんですけど、これはなぜですか、21、22ページの。

○担当課 個人の名前というか、それぞれ地域の法人等の名前が入ってるので、黒塗りとさせていただいております。

○議長 具体的に法人名が入ってたからということですか。

○担当課 はい。

○議長 一応、ほかのところはもう何かいろいろ大まかな割方になってますけど、そういうことになってないということですね。

○担当課 そうです。

○議長 分かりました。

そのほかございますか。

ちょっとついでに申し訳ない。23ページ、加都区なんですけど、面積ですけれども、区内の農用地面積が52ヘクタール、田んぼの面積が49.7ヘクタール、畑の面積30ヘクタール、80

ぐらいになるのに、これ、数字合うとんのかな。ちょっと気になって。

○担当課 ちょっと確認します。

○議長 ちょっとおかしい。

そのほか何かございますか。

そしたら、特にないようですので、まず、最初に市御堂区の地域計画について、総合的判断として、適当か不適当か、お諮りしたいと思います。

適当と判断される方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は適当と回答いたします。

続きまして、この面積のとはこの後、直してもらおうということで、続きまして、加都区の計画について、御意見なり、御質問ございますか。ありませんか。

それでは、総合的判断として、適当か不適当か、お諮りします。

適当と判断される方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は適当と回答します。

最後に、諏訪区の地域計画についてお諮りします。御意見、御質問等ございませんか。ないようですね。

総合的判断として、適当か不適当か、お諮りします。

適当と判断される方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は適当と回答いたします。

それでは、続きまして、日程第6、議案第131号「朝来農業振興地域整備計画の変更（案）について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○議長 議案第131号の提案理由の説明を担当課に求めます。

○担当課 失礼いたします。今年度、朝来市のほうでは、朝来農業振興地域整備計画の総合見直しということで、今現在、進めております。その中で、農地の除外及び編入という案件がありましたので、今回、その意見照会をかけさせていただこうと思います。

まず、資料の議案の36ページになります。こちらのほうは除外要件整理票Aということ

で、こちらのほうは今、朝来市が新産業団地を新設するに当たりまして、この一部が農用地区域のかかっている農地ということで除外をするというものになっております。場所につきましては、筒江から山東に抜けていく、前にありました●●の上にあります農地、その一部が新しく新産業団地の用地になることから、その一部がかかっているということで、この総合見直しに合わせまして、合計、所在が5筆ありまして、面積が3,278平方メートルを除外するというものになっております。

また、43ページ、除外要件整理票Bというものになります。こちらのほうにつきましては、以前、農業委員会の総会において非農地判定された農地になっておりますので、こちらの分につきましては、農用地区域から除外ということになります。44ページからずっと、48ページまでの農地が非農地判定された農地となります。

また、49ページになります。こちらのほうは、農用地区域への編入要件ということで、今回、各地区への編入の要望調査を行ったところ、編入したいという希望がありましたので、その地区に限って今回、編入を予定しているところでございます。大きく分けまして、林垣区、また、東河の中区、そして、竹田の久世田地区となっております。一覧のほうもつけておりまして、50ページから52ページというふうになっております。

また、53ページから55ページにかけまして、編入に係る農地の所在を地図に表しているところでございます。地図で表しておりますのが、オレンジのところが今回、編入を希望される農地というふうになっておりますので、御審議いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長 今、説明いただきました。この件につきまして皆さんのほうから御質問なり、御意見ございませんか。よろしいですか。

特にないようですので、それでは、議案第131号について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

○事務局 すみません、先ほどの細見委員さんの御質問の回答のほうをさせていただきます。

資料13ページのトイレの関係ですけど、先ほど確認しますと、調査に立ち会った職員が、トイレプラスグラウンドのほうがかかっている、雑種地という判定にさせてもらったということになってございます。

それと、もう1点がさっきの3番です。西ノ吹の分につきましては、これ、宅地の庭ということで判定のほうをしていますので、宅地ということで御理解いただきたいと思います。

○議長 細見委員、よろしいですか。

○細見委員 はい。

○議長 以上で、本日の予定しておりました議案審議は全て終了しました。

閉会に当たりまして、西職務代理に御挨拶いただきます。

○西職務代理者 〈閉会挨拶〉

(午後2時47分終了)